

北海道 自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 辻 澤 英 隆
札幌市東区北三〇東一・郵便番号〇六五-〇三〇
電話(〇一一)七二一-四五七八
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部三〇円(会員のほうは会費に含まれています)

責料 賠償 自保 二年連続で値下げに コロナ禍での交通事故減を反映 四月から全車種平均六・七%引き下げ

金融庁

金融庁は、自動車やバイクの所有者に加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険・共済(自賠責保険)の保険料について、本年一月十三日に「自動車損害賠償責任保険審議会」を開催し、令和二年年度の料率検証結果の報告と、新たな基準料率に關しての諮問を行った結果、自賠責保険の保険料を、本年四月一日以降始期契約より新たな基準料率を適用し、全車種平均で六・七%引き下げると発表した。

月にも実施されており、二年連続での値下げは初めてのこと。
本年四月一日以降始期契約からの新たな基準料率は、自家用乗用車の二十四ヶ月契約の保険料(沖縄県・離島を除く)では、現行の二万一千五百円から七・一%(一五四〇円)引き下げられた二万〇〇一〇円に、軽自動車は、現行の二万一千四〇円から六・七%(一四一〇円)引き下げられた二万九七三〇円となる。

中、令和二年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛要請などで交通量が落ち込んだこともあり、交通事故死者数は昭和三十三年の統計開始以来最少の二八三九人となり、傷者数も前年より九万三二七四人少ない三六万八六〇一人と、十六年連続で減少した。

自賠責保険は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を保護するため、自動車損害賠償責任法により、道路を走行する全てのクルマやバイクに加入が義務付けられ、「強制保険」とも云われている。

24ヶ月契約の自賠責保険料金(沖縄県・離島を除く)

車種	改正前基準料金	改正後基準料金	改定額	改定率
自家用乗用自動車	21,550円	20,010円	△1,540円	△7.1%
検査対象軽自動車	21,140円	19,730円	△1,410円	△6.7%
小型二輪自動車	9,680円	9,270円	△410円	△4.2%
被けん引自動車	5,140円	5,250円	110円	2.1%

令和三年度税制改正大綱

エコカー減税を厳格化し2年延長

政府は昨年末、令和三年度税制改正大綱を閣議決定し、自動車関連税制では、期限切れを迎える税制措置について、適用基準を厳格化した上で、その期限を延長した。

十二年度燃費基準の下で税率区分を見直し、適用期限を令和五年四月末まで二年間延長する。また、車両購入時に購入価格の最大三%を納める自動車税・軽自動車税の「環境性能割」についても、新たに「令和十二年度燃費基準」の下で税率区分を見直す。消費税率一〇%への増税時に需

要変動の平準化に向けた取組みとして設けられた「税率を一分軽減する臨時的軽減措置」については、適用期限を令和三年十二月末まで九カ月間延長するとした。

エコカー減税は、燃費が良い車ほど多くの優遇を受けられる制度で、燃費基準の達成度に依りて自動車重量税が二五%から全額の範囲で減免されるが、現在、新車販売台数の約七割が減税対象となっている。ただ、この延長措置において、新基準をそのまま適用した場合、増税となる車が多くなることから、政府は基準を四〇%下回る車まで減税対象に含め、現行と同程度の約七割となるよう適用台数の割合を維持した。

次世代自動車の電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)などは燃費基準に関わらず、購入時の初回と二回目の車検とも自動車重量税を免税とする特例を引き続き適用し、ハイブリッド車(HV)でも新基準の「令和十二年燃費基準」を二〇%上回る場合は、二回目まで免税とした。一方でクリーンディーゼル車は、エコカー減税及び環境性能割ともに、燃費性能に依りて減税措置に変更され、クリーンディーゼル車の取扱いが大きく変化することから、政府は市場等への配慮として、令和三年度及び令和四年度の二年間は激変緩和措置を設けて車両販売への影響を和らげることとし、令和五年以降からはガソリン車と同様に扱うこととしている。

「エコカー減税」並びに「環境性能割」「クリーンディーゼル車」の改正一覽については、本紙第四面に掲載

ストップ・ザ・交通事故
くめさせ 安全で安心な北海道
令和3年
春の全国交通安全運動

実施期間
4月6日(火)〜4月15日(木)
重点目標

- ・新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るため左記の活動等を推進する。
- ・子供と高齢者の安全確保
- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードダウン
- ・シートベルトの全席着用
- ・居眠り運転の防止
- ・自転車の安全利用
- ・安全意識の向上

4月10日は
『交通事故死ゼロを目指す日』

方向性が示され、これにより本年四月一日から新たな基準料率が適用されることとなった。

TOYOTA Rent a Car

チョクノリ!

24時間レンタカー無人貸出サービス

専用アプリを使ってレンタカーの予約から精算までセルフでご利用できる、無人貸出サービスです。

チョクノリ! 3つのメリット

- 01 店頭受付は不要!
- 02 スマホが車の鍵に!
- 03 24時間出発・返却OK!

旭川駅前店 TEL.(0166) 23-0100
忠和店 TEL.(0166) 61-0100
大雪通り店 TEL.(0166) 34-0100

詳しくはWebサイトへ https://rent.toyota.co.jp/sp/skb_info/chokunori/

アプリのダウンロードはこちら
iPhoneはこちら Androidはこちら

トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東鷹栖4線10番1号8

旭川店 Tel.(0166)57-0100 大雪通り店 Tel.(0166)34-0100 深川店 Tel.(0164)23-0100 稚内店 Tel.(0162)22-0100
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701 富良野店 Tel.(0167)23-2100 利尻店 Tel.(0163)89-2300 稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100 士別店 Tel.(0165)23-2100 利尻空港店 Tel.(0163)82-1100 留萌店 Tel.(0164)43-0100
忠和店 Tel.(0166)61-0100 名寄店 Tel.(01654)3-0100 礼文店 Tel.(0163)86-1117 トムム店 Tel.(0167)58-1001



旭川地方自家用
自動車協会は
交通安全運動を
推進します

第十回 定時総会を開催

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、令和三年二月二十四日午後一時からアートホテル旭川に於いて、第十回定時総会を開催しました。

本年の定時総会は、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが未だ見えぬ中での開催となりましたことから、会員の皆様には極力委任状を以ての出席をお願いし、また関係機関・団体等のご来賓の出席や総会後の懇親会を中止するなど、感染防止対策を徹底した上で規模を大幅に縮小して開催しました。

第十回定時総会は、冒頭、吉田会長の挨拶のあと、議案の審議に入り、「令和二年度に係る事業・会計書類等の報告」「令和三年度会費の額並びに徴収方法に関する件」「役員報酬の限度額に関する件」さらに、「令和三年度事業計画並びに収支予算書に関する報告」「役員補選に関する件」が行われ、いずれも原案通り承認・可決されました。なお、「役員補選に関する件」については、遠藤稜氏が監事に選任されました。

令和二年度の主な事業概況及び令和三年度事業計画並びに予算額は、次の通りです。

令和二年度事業概況

第十回定時総会に当たり、会員の皆様には協会事業活動に対し、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、七月に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルスのパンデミック(世界的流行)への配慮から、開催日程が一年先へ延期されました。

国内経済は、前年の消費税増税の影響が残る中、その回復過程において新型コロナウイルスの感染拡大に晒され、一月に国内で新型コロナウイルスの感染が確認されたからは、海外からの入国制限が実施されたことでインバウンド需要が暴落しました。また、医療体制の崩壊を防ぐため発出された緊急事態宣言下では、外出自粛や休業要請などで経済活動が大幅に制限されたことで個人消費や企業活動が急減し、様々な業界の

中でも、特に運輸、観光、外食産業に大きな打撃を与えました。

現在、経済活動は徐々に再開しているものの、画期的な治療法が未完全な中で再開だけに、その回復の足取りは極めて重く、弱々しいものに留まらざるを得ない状況が続いており、今後の政府の景気対策と一日も早い感染拡大の収束に期待するところとです。このような中で、昨年の国内新車販売台数は、前年より五九万六〇七台少ない四四九万八五二七台で前年実績を一一・五%下回りました。このうち登録自動車は、二八八万〇五二七台で、前年実績を一一・三%下回り三年連続で減少。一方で軽自動車は、前年より一九万二二六四台少ない一七二万八〇〇〇台、前年実績を一〇・一%下回り、二年連続で減少となりました。

経済活動や日常生活において必要不可欠となっている自動車は、その一方で交通事故という社会問題を引き起こしています。昨年の交通事故

な取り組みも一助となり、旭川方面管内の交通事故状況は、発生件数が七十七件(二〇七件減)、傷者数が八十四人(二二二人減)、死者数が十六人(十人減)と、いずれも前年を下回る結果となりました。

新年度においても、一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、自動車ユーザーの視点に立ったサービス、交通事故の抑止等交通安全運動の推進、安全で安心なクルマ社会を目指し、関係官庁・関係団体等と連携を図り鋭意努力して参ります。引き続き、皆様のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

一、会員の消長

一般社団法人である協会は、組織の充実強化を図る上で、会員の消長が最も重要な課題です。令和二年度の会員状況は、正会員一〇〇名、賛助会員二五五九名、合計で前年度より四八名減少の二六七九名でした。

会員の移動状況は、正会員では継続が一九九名、入会が一名、未継続が二名。一方、賛助会員では継続が二四二三名、入会等が二六名、退会が六五名、未継続が二八名でした。

協会では、会員サービスの充実・業務処理体制の整備・実施事業活動の確実なる遂行にて自動車ユーザーの利便向上を図り、更なる会員獲得に努めて参ります。

二、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道警察旭川方面本部及び関係機関・団体と連携を図り、積極的に交通事故の抑止、交通安全活動に取り組まれました。

協会が取り組んだ活動では、新入学児童を交通事故から守ることを目的として、旭川市へホイッスル付反射学童傘一五〇〇本を、深川市へホイッスル付反射学童傘と交通安全文具一五〇セットをそれぞれ寄贈し交通安全啓発を図りました。一方、北海道警察旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故などの防止活動について連携を図り、昨年の旭川方面管内における人身交通事故の状況は発生件数が七十七件、傷者数が八十四人、死者数が十六人と、いずれにおいても前年より減らすことができました。

新年度においても新入学児童の交通事故防止対策活動、優良運転者の表彰など交通安全推進事業、交通事故の抑止活動、交通安全運動の推進など積極的に取り組んで参ります。

(2) 日常点検、定期点検整備推進事業

協会では、日常点検・定期点検整備の必要性、自動車ユーザーの保守管理意識の向上を図りました。また、整備管理者の選任・変更・廃止に関する届出書類の取り扱いを行う一方、ホームページで同制度の概要、選任要件、選任研修の日程等を掲載し、周知に努めました。

(3) 連絡機関紙の発行及びホームページの啓発

協会の連絡機関紙として発行している「北海道自家用新聞」は、自動車を使用する上で必要な運輸関係示達事項並びに交通関係法規の改正等、自動車に係る最新情報を会員や



サポート・ユア・カーライフ

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ

JAF ロードサービス 救援コール
24時間・年中無休

【全国共通】
0570-00-8139
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)
一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
携帯電話の無料通話対象外。

または 短縮ダイヤル #8139
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)
一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

各種お手続き、会員優待などロードサービス以外のお問合せ

JAF 総合案内 サービスセンター
9:00~17:30 年末年始休業

【全国共通】
0570-00-2811
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)
一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
携帯電話の無料通話対象外。

通話定額プランをご利用の方は ☎048-840-0036

入会申込はお近くの自動車販売店または支部窓口へ

カーライフの
もしもをトータルサポート
北自共のカーパック

自動車共済・自賠責共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部
旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320
本部：札幌 他支部：函館・室蘭・北見・帯広
～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～
北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共

自動車ユーザーに提供することにより、自家用自動車を正しく安全に使用していただくことを目的に発行しています。令和2年度の発行回数はいくつか、総発行部数は一万八五〇〇部、延べ一万三三九通を会員に送付し、協会事務局においては自動車ユーザー等へ無料で配布しました。

三、自動車登録番号標の封印取付事業

(1)封印取付業務

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局長より封印取付委託を受け、同管内における自動車登録番号標(ナンバープレート)への封印取付業務を行いました。

令和2年度の封印取付状況は、ナンバープレート交付に伴う封印取付車両が一万五六〇二両で前年比三七二両の増加。また、破損等に伴う車両への再封印については一〇四五両で前年比一五三両の減少となりました。

自動車登録番号標への封印取付車両数

施封内容/ナンバー	旭川	管内他管内	道外	合計
ナンバープレート交付に伴う封印	13,780両	1,822両	不可	15,602両
破損等に伴う再封印	945両	85両	15両	1,045両
合計	14,725両	1,907両	15両	16,647両

四、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業

(1)自動車登録番号標の交付業務

協会では、国土交通大臣の指定を受けた自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付代行として、旭川運輸支局管内における登録自動車のナンバープレート交付に係る業務を行いました。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大においては、上部団体である全国自動車標協議会と連携を図

自動車登録番号標交付実績対比表

事業年度	一般プレート	希望プレート	図柄プレート	合計
令和2年度	43,062枚	34,412枚	244枚	77,718枚
令和元年度	44,838枚	37,335枚	446枚	82,619枚
増(△)減	△1,776枚	△2,923枚	△202枚	△4,901枚

り、感染予防対策等を職員に徹底し、継続的な交付代行業務の維持管理に努めました。

令和2年度のナンバープレートの総交付枚数は、対前年比で四九〇一枚少ない七万七七一枚となりました。また、破壊措置を講じた使用済みナンバープレートの記念所蔵を希望する自動車所有者へは、交付代行として法律で定められた適正な破壊処理を以って、一七枚のナンバープレートを希望者へ返付しました。

希望ナンバー予約受付件数対比表

事業年度	窓口受付	送付等受付	インターネット受付	合計
令和2年度	13,072件	150件	4,612件	17,834件
令和元年度	14,823件	186件	4,162件	19,171件
増(△)減	△1,751件	△36件	450件	△1,337件

(2)希望番号の予約受付業務

協会では、旭川運輸支局管内の登録自動車に係る希望ナンバー業務について、同支局センターを設置して予約受付業務を行いました。

希望ナンバー制度は、自動車ユーザーの「こだわりの番号」をマイカーに付けることが可能な制度で、マイカー購入時等において現在広く利用され、令和2年度の希望ナンバー予約件数は一七七八三四件で前年を一一三三七件下回りました。なお、同年度における希望ナンバー予約(普及)率は四五・〇%でした。

五、自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行、印紙類の売捌き事業

(1)自動車手続きに関する業務

協会では、自動車重量税印紙や自動車検査登録印紙・自動車審査証紙などの売捌き窓口、また自賠責保険の取扱い窓口を設置するとともに、車庫証明申請書の自動車登録申請に必要となる用紙類の頒布、登録自動車検査(継続等)の受付、及び継続検査申請のカムイ総合行政事務所への取次ぎ業務等を正確かつ迅速に行い、ユーザーの利便性の向上と円滑なる運輸行政に協力しました。

令和2年度の登録自動車検査確認に係るカムイ総合行政事務所への取次ぎ件数は、持込検査が三万四一

四九台(前年比九一三台増)と前年を上回ったものの、指定検査は一〇万六九七二台(前年比七一四九台減)と大幅に減少、合わせて前年を六二二六台下回る結果となりました。減少の要因は、本年度の旭川運輸支局管内の検査対象車両が若干前年度よりも少ない年であったことに加え、OS申請の普及促進に伴い、他の代理機関からの申請が増加したことなどが影響したものと考えられています。

(2)軽自動車税の申告等に関する業務

協会では、ユーザーの利便性向上と円滑な地方自治・税務行政に協力するため、軽自動車申告事務処理協議会(上川町村会)と委託契約を締結し、旭川運輸支局管内における小型二輪自動車の軽自動車税申告書提出に係る窓口業務を行いました。

また、当協会職員を軽自動車申告事務処理協議会の指定職員として登録し、管内市町村税務担当者に代わり小型二輪自動車の異動状況等の調査・報告を行い、税務行政の付託に応えました。

(3)自動車申請書類の発行業務

協会では、登録管理ネットワーク株式会社並びに株式会社JCMの二社から委託を受け、信販会社各社の書類(委任状・印鑑証明書・譲渡証明書等)を預かり、信販会社からの手続に係わる案内書面等に基づき必要書類の代理発行業務を行いユーザーの利便性の向上を図りました。

令和2年度は、新たにプレミア株式会社との委託が加わり、委託を受けた信販会社の合計は十五社となりましたが、同年の書類発行件数は、登録管理ネットワーク株式会社に係る信販会社分が二七九四件、また株式会社JCMに係わる信販会社分が八二四件で、合計三六一八件を発行。前年比で八九・六%、四二二件の減少となりました。

(4)自動車に係る印紙・証紙等の売捌き業務

自動車の新規登録や継続検査・構造変更等の申請手続きには、所定の重量税印紙や自動車検査登録印紙・自動車審査証紙を貼付する必要があるため、協会では、これらの印紙や証紙の売捌き業務を正確かつ迅速に行い、利用者への利便の向上と円滑な自動車行政に協力しました。

自動車重量税印紙の売捌き額は、

二億八七二六万九九〇〇円(前年比二〇・五%の減少となりました)。売捌き額が減少に至った要因としては、登録自動車並びに軽自動車の継続検査において重量税印紙の貼付を必要とせず、ダイレクト納付を行うOS申請の利用率が上昇したことに加え、自動車の新規登録台数及び継続検査台数がいずれも前年を下回ったこと等と考えています。

六、自動車保険代理所等事業

(1)自動車保険代理所事業

協会では、新規登録及び継続検査(車検)などの手続きにおいて必要となる自賠責保険(共済)の契約対応を協会窓口で取り扱うとともに、損保会社の任意保険にあたる北海道自動車共済協同組合の自動車共済では、契約手続き等を専任担当者が的確な説明対応にて顧客ニーズに合わせた最適な共済商品の提案・提供を行い、顧客満足度の向上と信頼の獲得に努めました。また、交通事故に関する無料相談業務では、専門的な知識を有する職員が自動車ユーザーそれぞれの相談に適切なアドバイスを行い、相談者等への支援に努めました。

(2)北海道自動車共済協同組合旭川支部に関する業務

協会では、北海道自動車共済協同組合旭川支部として、旭川管轄の代理所の取りまとめを行い、顧客のニーズに応えるべく各代理所に対して、指導並びに支援業務を行いました。

七、優良運転者表彰事業

(1)優良運転者表彰

協会は、会員及び会員事業所の運

転業務従事者の運転マナーの向上と交通安全思想の普及増進を図り、悲惨な交通事故を一件でも減らすことを目的として、本年度も優良運転者表彰事業を実施しました。

運転経歴五年以上から六〇年以上までの表彰区分十二段階に分け厳正なる審査選考を行い、推薦のあった一四九名全員を表彰しました。

八、その他の事業等

(1)関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調に関する業務

協会は、会員並びに自動車ユーザーの利便増進と公共の福祉向上を図るため、関係官庁及び関係諸団体等との連携を図り、諸活動等を積極的に参加協力しました。

交通安全活動においては、新入学生児童を交通事故から守るため啓発グッズの寄贈を行い、道警旭川方面本部には、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止活動を推進するため、啓発資材を寄贈し支援しました。また、運輸支局及び整備振興会と連携した自動車点検整備推進運動やJR北海道と連携した踏切事故防止キャンペーンに参画したほか、飲酒運転撲滅やデイトライト運動などの啓発も年間を通じ積極的に推進して参りました。

更に、自家用自動車に係る税制面では、公平な負担と自動車ユーザーの負担軽減について、政府等関係機関に上部団体を通じて要請書を提出しました。また、小型二輪自動車(自動二輪)の軽自動車税に係るところでは、軽自動車申告事務処理協議会(上川町村会)より委託を受け、税申告書の提出窓口事務と同課税に係る調査事務を行い税務行政にも寄与しました。

(2)個人情報の保護に関する取組

協会は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し適切に保護・管理するため、すべての役員に同保護に関する法令並びに基本方針の遵守徹底を図りました。

会員の皆様の個人情報、入会申込書に個人情報の取扱い等を明示してご理解頂いています。個人情報の管理は、サーバー管理システムで行い、各端末にはデータ保存をすることができない物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、皆様が安心できる体制づくりに努めました。

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会

令和3年度事業計画並びに予算

- 一、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業
- 二、自動車登録番号標の封印取付事業
- 三、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業
- 四、自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行印紙類の売捌き事業
- 五、自動車保険代理所等事業
- 六、優良運転者表彰事業
- 七、その他の事業

関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調に関する業務

・事業目的達成に必要なその他の業務

・個人情報の保護に関する取組み

事業予算総額 一八九、〇七七、〇〇〇円

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会

令和3年度会費の額並びに徴収方法

会費(年度始めに徴収)

- 正会員
 - 入会金(入会時のみ) 五〇〇〇円
 - 年会費 三〇〇〇円
 - 賛助会員
 - 年会費 一〇〇〇円
- ※正会員とは一般法人団体の代表者、正会員から推薦された者、その他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会費を納入した者であり総会の議決権を有する。
- ※賛助会員とは正会員以外の者であり、当協会の所定の申込書と年会費を納入した者をいう。
- 尚、会費納入には次の預金口座又は振替貯金口座を御利用願います。
- ◇普通預金口座 北海道銀行旭川支店 番号 一二九三四五八
- ◇振替貯金口座 小樽預金事務センター 小樽 〇二八七〇一七一一六八

本紙第1面に掲載の「令和三年度税制改正大綱」改正一覧

エコカー減税の見直し(自動車重量税)

- コロナ禍で厳しい状況にある自動車産業をしっかりと支えるため、新しい令和12年度燃費基準に切り替えつつも、減税対象割合が現行水準と同じ約7割となる基準を維持。
- また、免税対象割合が現行水準と同じ約2.5割となる基準を維持。
- 電気自動車等の「構造要件(該当するだけで2回目車検時までの免税)」も維持。
- 超低燃費HVの2回目車検時までの免税も維持。

【現行】 令和元年5月1日～ 令和3年4月30日	初回車検	2回目車検	【改正後】 令和3年5月1日～令和5年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税	電気自動車等(※)	免税	免税
令和2年度基準+90%	免税	免税	★★★★★ 令和12年度基準120%達成	免税	免税
令和2年度基準+40%	免税		★★★★★ 令和12年度基準達成	免税	
令和2年度基準+20%	▲50%		★★★★ 令和12年度基準90%達成	免税	
令和2年度基準達成	▲25%		★★★ 令和12年度基準75%達成	▲50%	
			★ 令和12年度基準60%達成	▲25%	

※「★」は、10%分として表記
※ 電気自動車等:電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

環境性能割の見直し、臨時的軽減の延長(自動車税・軽自動車税)

- 新しい令和12年度燃費基準へ切り替えつつも、課税の軽減対象割合が現行水準と同じ約7割となる基準を維持。
- また、非課税対象割合が現行水準と同じ約5割となる基準を維持。
- 令和3年3月末に期限切れとなる臨時的軽減措置(1%軽減)は、9ヶ月間延長。

【現行】	登録車	軽自動車	【改正後】	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税	電気自動車等(※)	非課税	非課税
令和2年度基準+20%	非課税	非課税	★★★★ 令和12年度基準85%達成	非課税	非課税
令和2年度基準+10%	1%	非課税	★★★ 令和12年度基準75%達成	1%⇒0%	非課税
令和2年度基準達成	2%	1%	★ 令和12年度基準60%達成	2%⇒1%	1%⇒0%
上記以外	3%	2%	上記以外又は令和2年度基準未達成車	3%⇒2%	2%⇒1%

※本号は臨時的軽減措置(1%軽減)適用期間を令和3年12月末まで延長

※「★」は、10%分として表記
※ 電気自動車等:電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

クリーンディーゼル車について

- クリーンディーゼル車については、エコカー減税、環境性能割とともに、燃費性能に応じた減税措置に変更。ただし、激変緩和措置として、以下を措置。

- ① 令和3年度*: エコカー減税⇒免税(初回車検のみ)、環境性能割⇒非課税
- ② 令和4年度*: 令和2年度燃費基準を達成車のみ免税、非課税

*エコカー減税はそれぞれ令和3年5月から令和4年4月末まで
令和4年5月から令和5年4月末まで

〈エコカー減税〉	〈環境性能割〉	
	令和3年度 (5月～4月)	令和4年度 (5月～4月)
令和2年度基準達成	免税	免税
令和2年度基準未達成	免税	当分の間税率

※2回目車検時の免税⇒廃止

※グリーン化特例の構造要件(▲75%)⇒廃止

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、この度、北海道警察本部交通部長より「貴会は令和二年中交通安全の重要性を認識し地域に根ざした交通安全活動を積極的に推進し、北海道の交通安全意識の高揚に努められたこと、交通安全推進事業の功業を称える感謝状を拝受しました。」と、交通安全推進事業を最重点として様々な取り組みを行っているなかで、新入学児童を交通事故から守る活動として、夜光反射材付き児童黄傘の寄贈をはじめ、歩行者事故・自転車利用者事故の防止活動として、北海道警察旭川方面本部と

連携を図り、夜光反射材などの啓発資料の寄贈を行い、交通安全運動に係る街頭啓発等を通じ、同反射材の有用性を広く啓発しています。今後も協会では、関係官庁・関係団体と連携を図り、交通事故の抑止等交通安全運動の推進活動を積極的に取り組んで参ります。



道警本部交通部長より
感謝状を拝受
自家用自動車協会

令和二年交通事故死者
四年連続で最少更新
統計開始以降初めて二千人を下回る



警察庁のまとめによると、令和二年中の交通事故による死者数は、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少となった前年の三二一五人を更に三七六人下回る二八三九人と、四年連続で最少を更新して初めて三千人を下回りました。

また、人口十万人当たりの死者数でも、前年を〇・二九人下回る二・二五人を記録し、過去最少となりました。

近年、交通事故死者数全体に占める高齢者(六十五歳以上)の比率が増加傾向にあるなか、令和二年中の高齢者の死者数は、前年より一八六人(一〇・四%)減少の一五九六人となりましたが、一方で、交通事故死者数全体に占める高齢者の構成率

は前年を〇・八%上回る五六・二%となり、構成率は平成二十四年以降九年連続で五割を超える状況となりました。

また、その他の交通事故状況では、交通事故発生件数は三〇万九〇〇〇件(前年比七万二二七件減)、死者数は三六万八六〇一人(前年比九万三二七人減)となり、発生件数及び傷者数は共に平成十七年以降、十六年連続で減少しました。

警察庁では、令和二年は上半期に、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発出により、外出自粛が続いたことで交通量が減り、交通事故発生件数が前年比で約二割減少したことが、それぞれの件数減少に至ったものとみています。しかしな

がら、内閣府が第十次交通安全基本計画において掲げた、令和二年までに二十四時間死者数を二五〇〇人以下とする目標については、残念ながら達成することはできませんでした。

なお、北海道内における交通事故状況では、交通事故の発生件数は七八八八件(前年比一六九七件減)で、最少記録を四年連続で更新したほか、傷者数は九〇四三人(前年比二〇〇三人減)で、昭和三十八年(九三三三人)以来、五十七年振りに一人を下回りました。また、交通事故による死者数は一四四人(前年比八人減)となり、北海道の交通事故統計が残る昭和二十二年以降最少となった平成三十年の一四一人に次いで二番目に少ない数値となりました。高齢者の死者数は依然として約半数を占める状況が続いており、高齢者の特性に応じたきめ細かな交通事故防止対策が急務なところです。

新たな全国版図柄入りナンバープレート導入決定
背景デザイン案を募集中

国土交通省は、令和四年度より新たな全国版図柄入りナンバープレート(新全国版プレート)を導入することを決定し、現在、その背景デザイン案を募集しています。

同省では、「走る広告塔」としてのナンバープレートの機能に着目し、大会開催の機運を盛り上げるため、平成二十九年四月に「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート」を、同年十月に「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」を導入し、全国版の図柄入りプレートの交付を開始しました。更に、地域における自動車交通サービスの改善や地域振興・観光振興に貢献すべく、平成三十年十月からは、地域

の魅力ある風景や観光資源を図柄にした「地方版図柄入りナンバープレート」を導入し、現在、全国五十八地域で地方版図柄入りプレートを交付し、更なる普及に努めています。

今回、デザイン案を募集している新全国版プレートは、本年十一月末に交付終了を迎える「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」に次ぐ図柄入りプレートとして、令和四年四月頃からは令和三年三月までの期間で交付を予定しています。

日本を元気にしていこうとのメッセージを含め、「日本を元気に!」と立ち上げられ美しい日本」をテーマにデザイン案を募集しており、応募資格は、活力溢れる若い方からの積極的

な応募を期待し、応募日現在で三十三歳未満の方(日本在住の個人又はグループ)とし、応募期間は、令和三年二月一日～同年三月三十日までとなっています。

デザインの決定は、自動車技術会デザイン部門委員会がデザイン・コンセプトを中心に審査・選考を行い、国民から広く意見を募集した上で最終審査(本年夏頃に予定)を実施し、決定する予定です。

なお、新全国版プレートは、これまでの図柄入りプレートと同様に、登録自動車(自家用、事業用)、軽自動車(自家用/二輪を除く)を対象に交付することとしており、ナンバープレートの交付手数料のほか、寄付(寄付金)を納めた場合は、同一図柄でフルカラーのナンバープレートとモノトーンのナンバープレートとの二種類から選択することを可能とし、寄付(寄付金)が無い場合は、モノトーンのナンバープレートを交付することとしています。

愛車に好きなナンバーつけてみませんか?

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気が高いと考えられる右記の14通りのナンバーについてはコンピュータによる抽選になります。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

インターネットからも予約できます。
アドレス <https://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで
(一社)旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221

旭川590	4桁以下のアラビア数字選べるのはここです!
さ 41-78	
抽選対象希望番号	
1 7 8 88	
333 555 777 888	
1111 2020 3333 5555	
7777 8888	

※事業用及びレンタカーを除く